

いじめの防止等に向けた各機関・団体の取組

※ 「●」は、年間を通した取組（予定）。「◆」は、11月強化月間での取組。

三重弁護士会

- いじめ予防授業（子どもの権利委員会）
- 新たないじめ予防授業（法教育委員会）
- いじめ対策アドバイザー（県立高校）
- 重大事態の発生に対する第三者委員対応
- ◆いじめ予防授業

三重県公認心理師会・三重県臨床心理士会

【三重県公認心理師会】

- 当会のwebページに、当会が「いじめ防止応援サポーター」に登録していることについて掲示している。また、当会会員に「三重県いじめ防止条例」などを踏まえ、いじめ予防やいじめを把握した際の対処について教示している。
- 5月に実施した定例総会時には、いじめ防止の意思表明である「ピンクシャツ運動」への協力のため、ピンク色の衣類やグッズを身に着けて参加するよう会員に呼びかけた。
- ◆11月30日（日）に実施された当会研修会において、会執行部より参加者に対して「いじめ防止強化月間」であることをアピールして、参加者にピンク色の衣類着用やピンク色のグッズ持参を呼びかけた。

【三重県臨床心理士会】

- 当会で教育領域における部会活動に参加している会員に向けて、いじめ防止強化月間（4月、11月）の周知をメールやTeamsによる配信を通じて行っている。
- 三重県の取り組みとして実施している啓発ポスターやステッカーの掲示についても、会員に向けて協力を依頼している。
- 当会で開催している定例会や研修会では、教育領域にとどまらず、広報活動を実施している（今年度は2回、会場にて啓発活動を行った）。
- 会員に対し、いじめ防止応援サポーターの周知のため、職場等においてピンクシャツの着用やピンクの小物の活用を呼びかけるとともに、学校現場における具体的ないじめ防止行動を推奨している。
- いじめ重大事態の調査委員推薦。
- いじめ対策アドバイザー事業に関わる推薦。
- ◆11月初旬に、会員に向けていじめ防止強化月間の周知とピンクシャツやピンクの小物を職場でも活用してもらえるように周知した。
- ◆職場において啓発ポスターの掲示やステッカーの活用に向けて提起を行った。
- ◆各職場における子どもの見守りやいじめ防止につながるような積極的な声掛けへの啓発を行った。
- ◆家族や身近な人の中でもいじめ防止に関わる話し合いや話題提供が出来るように啓発を行った。

小中学校長会（津市立高茶屋小学校）

●①全学年 学年集会での指導

新年度が始まりすぐに、それぞれ学年集会を開き、学年目標や友だちの関わり方を学年全体で共有した。内容は、それぞれの学年に応じて具体的な指導や確認を行った。その中に、教職員全員がいじめを絶対許さない姿勢を示した。

- (1年) 自己紹介、名前を書きあう活動を通して、友達とつながる活動
- (2年) 友だちに対する言動について考え、振り返る
- (3年) 劇で模倣し説明
- (4年) 学年として目指すべき姿、目標をプレゼンテーションを用いて共有
- (6年) 校区で作成されている「言葉のリーフレット」をもとに、相手に対して肯定的な言葉を意識することの大切さを確認
たて割り班での活動を通して、相手の思いを尊重した話し合いや、相手の立場に立った活動を行う機会の設定

●②いじめに関するアンケート

- (1) 実施時期 6月・11月に各1回
- (2) 取組内容

1学期、2学期にいじめについてのアンケートを実施し、実態把握を行った。いじめについての記述がある児童については、個別に聞き取りを行い、対応した。アンケートに書ける児童もあれば書けない児童もある。日頃から児童の声や様子に気を付け、聞き取り、事実を確認し、解決に導いている。双方の児童の保護者にも事実を報告、さらに教育委員会にも報告を行う。現在も経過観察中の案件がある。

◆【11月21日 人権集会にむけての取り組みと振り返り】

全学年、人権学習、出会い学習を行い、学んだことを人権集会で発表した。学びにおいて、自分・友だちや周りの人たちが大切にされることが重要であることを狙いとして取り組みを進めた。

発表に際して、保護者への啓発として通信等で発表の狙いを明確にし、参観してもらった。

- (1年) 「“すてき”がいっぱい～だいすきかぞく・だいすきともだち・だいすきじぶん～」の人権学習

学級での自尊感情を高め、自分の考えがみんなと違ってもいいと感じたり、思ったことを言ってもいいと思えたりする学級づくりを通して、ありのままの自分の良さを感じ、家族・友だち・自分のすてきを考えた。

- (2年) 絵本や道徳の授業から

「みんながえがおでいるために」相手の気持ちを思いやることの大切さに気づかせ、相手を傷つけるような言動をしないこと、それを許さない思いを持つなど考える機会を持った。「一人ひとりの違うこと」「違うからこそお互いを大切にすること、分かり合おうとすることが大切であること」に気づくことができた。

- (3年) 田中レオニセさんとの出会い学習

「国籍に関係なくみんな、なかよくしていこう。」「一人ひとりの違いを認め合っていこう。」と伝えていただいた。また、地域の人との出

会いを通して、「人のためにできることはないのか。」「自分のことだけ考えていないか。」「困っている人の気持ちを考えようとしているのか。」「人を決めつけで行動していないか。」と自分自身やクラスの友達について考える機会をもった。

- (4年) 車いす生活をしている三行さんとの出会い学習や UD の学習
自分たちのクラスは、みんなが過ごしやすいクラスになっているか、これからみんなが過ごしやすくなるためにどんな自分でありたいのかについて考える機会をもった。

- (5年) 高茶屋権利条約の作成
「友達の話をちゃんと聞くことが、友達の安心につながること。」「誰かの失敗、はずかしさの上に笑いをのせない。そのおもしろさで誰かが傷ついていないか考える。」ということを自分たちの生活にもしっかりと反映させ、生活をすることを誓った。

- (6年) 浦狩知子さんとの出会い学習
「ありのままの自分を大切にすること（素自）」や、自分と違う価値観や考え方を認め合うことの大切さを学んだ。自分と違う考え方を否定したり、笑ったりする行動がいじめにつながることに気付いた。

小中学校長会（松阪市立殿町中学校）

- 各クラスで「安全安心ルール」を話し合い、教室に掲示している。
- 朝学活で、週1回アドジャンやいいとこ四面鏡などの SST を行っている。
- 学級開きや学年集会等、折に触れて仲間づくりの話を行い、生徒が一人で悩みを抱え込むことがないよう、相談しやすい関係づくりに努めている。
- 学期ごとに実施するQ - U やいじめに特化したアンケートをもとに、教育相談を行っている。
- 週1回の生徒指導部会で情報共有を行い、いじめの未然防止とともに、早期発見、早期対応に努めている。
- ◆生徒会や生活委員が中心となって、朝の挨拶運動の際にいじめ防止についても呼び掛けた。
- ◆パソコン部がいじめ防止を呼び掛けるポスターを作成し、昇降口や廊下に掲示した。
- ◆ピンクシャツ運動の一環として、教職員も名札の色をピンクにしたり、小物を身に付けたりして啓発活動を行った。

県立学校長会（県立菰野高等学校）

- Google フォームにより、1人1台の学習端末でいつでも生徒がいじめの被害を申告できる環境を整えるとともに、学期に1回、紙ベースでいじめアンケートを行い、いじめの早期発見・対応に取り組んでいる。
今年度は、県教育委員会の「いじめ対策アドバイザー活用事業」重点校の指定を受け、弁護士と臨床心理士に定期的に来校いただいており、より生徒がいじめ被害を申告しやすいように、いじめアンケートの内容や実施方法について改めて検討を行った。学期に1回のいじめアンケート後には、弁護士又は臨床心理士も加わってアンケート結果の集約を行い、個別の案件への対応方法や初動対応の留意点について助言を得ている。

- 8月に弁護士、10月に臨床心理士を講師とした職員研修を実施し、いじめ防止対策推進法の趣旨をふまえたいじめ防止対策や、1人ひとりの特性をふまえたいじめの未然防止について学んだ。
- ◆ 4月と11月のいじめ防止月間では、朝の登校時に生徒会が中心となってピンクシャツや、生徒会役員がピンクのクリップで作成したハート型の小物を着用し、いじめ防止のぼりを掲げていじめ防止の啓発活動を行った。

三重県私学協会（桜丘中学校・高等学校）

- 「桜丘高等学校・中学校いじめ防止基本方針」を全教員に周知徹底。
- いじめ匿名通報システム「スクールサイン」（アディッシュ（株））の導入運用
- ネットパトロール「スクールガーディアン」（アディッシュ（株））の導入運用
- 個別面談（毎学期末）
- 「Classroom」を利用した各寮、各学年クラス・生徒の定期的な情報共有。
- 担任、寮監による生徒状況、指導状況の主任、管理職への報告
- サンキューカード運動（1月）
- 全校集会・中等部集会でのいじめ防止のための講話（随時）
- 各寮、通学生の役員に対する研修・啓蒙活動。（12月・1月）
- ◆ 「三重県子ども条例」パンフレット、「こどもホットダイヤル」カード配布。
- ◆ 集会での周知・講話。

市町教育長会（伊賀市教育委員会）

- 市内一斉のいじめに関するアンケート調査の実施
 - 市内全小中学校で、年3回（5月、9月、1月）実施。
- 楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U調査）の実施
 - 市内全小中学校で年2回実施。
 - 夏季休業中に、各校の研修会において、Q-U調査の分析等について研修を実施。（講師も派遣）
- 問題行動等の月例報告を、伊賀少年サポートセンター、生徒指導特別指導員等に生徒指導サポート会議（年間12回）において共有するとともに、市福祉担当課、伊賀警察署、名張警察署にも情報提供。
- 各校生徒指導担当者等を対象に、いじめの未然防止等に関する研修を実施。
 - 6/20(金) 「いま学校・教職員に求められる『支える生徒指導』の進め方」
(関西外国語大学教授 新井 肇先生)
 - 8/8(金) 「未来を生き抜く力を育むために～児童・生徒のいのちを守るためにできること～」
(大和高田市立看護専門学校 阪中 順子先生)
 - 10/16(木) 「幼児児童生徒理解～スクールカウンセラーの視点から～」
(臨床心理士・公認心理師 藤村 幸子さん)
- 各校での研修
 - 県教委作成「いじめ早期発見のための気づきリスト」「学校におけるいじめの認知基準チェックリスト」「いじめ防止動画コンテスト」「弁護士によるいじめ防止のための動画教材を活用した授業」「動画教材を活用した子どもの自死予防」の活用。
- インターネットトラブル防止の取組
 - 伊賀市教育委員会、伊賀市PTA連合会、伊賀市小中学校長会の三者で協議し、

令和2年度に作成した「小中学生のスマホ・ネット使用に関する基本ルール」を市内小中学校の全児童生徒に配付。また、伊賀市住民課が作成した本基本ルールのクリアファイルを市内全中学校の新入生説明会において配付。ネット依存やインターネットトラブル等の防止に向けた家庭での話し合いやルールづくり促進の啓発促進。

●伊賀市校（園）長会議における情報共有等

○4月、8月、10月の市教委主催校（園）長会議において、いじめの認知状況等について情報共有し、いじめを認知した場合の対応を確認した。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂について解説するとともに、どんないじめも適切な対応を怠れば重大事態に発展することから、いじめの積極的な認知に努めるようあらためて確認を行った。

◆ピンクシャツ運動の取組

ある小学校では、児童会活動で、ピンクシャツ運動について調べ、チラシの作成を行った。後日作成したチラシとポスターを持って、各学級にピンクシャツ運動について話をし、ピンクシャツウィークへの協力をお願いした。いじめをうまない環境づくりのために、ピンクシャツウィークは、児童会役員が、毎朝正門に立ち、作ったポスター、ピンク色の折り紙で作ったピンクシャツ型のワッポンをつけて、あいさつ運動を行った。教職員もピンクの小物やピンク色のマスクを身につけ、ピンクシャツ運動の趣旨及びいじめの防止に向けた講話を学級活動の時間に実施した。他の小学校では、児童会を中心に「ピンクシャツ」についての劇を行い、その後、全校で折り紙を使ってピンクシャツを作成し、いじめは絶対に許さないという意識を高めた。

また、ある中学校では、ピンクシャツ運動として、生徒、職員がピンクのマスク、リボンを身につけ、いじめ防止の意思表示をする取組を行ったり、他の中学校では、地域ぐるみで行う「ヒューマンフェスタ」の実行委員を中心に、学校全体へ安心出来る学校づくりを呼びかけたりした。

◆「人権の集い」等での取組

伊賀市においては、児童生徒が部落問題学習で学んできたことについて交流したり、自分の経験や学び、差別をなくす思いを話し合ったりすることで「反差別のなかま」としてつながっていくことができるよう各校代表が集まって、「部落問題を考える集い」を小学校（11/27）及び中学校（12/2）で行っている。また、「集い」の各学校版に取り組んでいる学校もある。

「いじめは重大な人権侵害であり、決して許されるものではない」という認識のもとで取組を進めている。また、「いじめが起きやすい教室」をつくってしまう教職員の言動や指導についても意識した学級づくりを行っている。

ある小学校では、6年生が小グループに分かれ今まで学習してきたことで、「心に残ったこと」「みんなと一緒に考えてほしいこと」「自分が今悩んでいること」等について話し合った。また、各クラスで出あい学習を通して自分が感じたことや学んだことを交流したり、自分事として考えたことなどを交流したりするなど、学級・学年が居心地のいい場所、100%の自分を出せるためにはどうすればよいか、継続的に考えている。

また、ある中学校では、人権サークルが企画・運営するフォーラムを開催し、校区の小学5・6年生、地域の代表の方々等に参加してもらい、全員が話しやすい雰囲気を作ることを目標として、交流を行った。内容の1つとして、いじめを題

材とした物語を生徒が作成し、いじめには「被害者」「加害者」「傍観者」「味方」がいることから、「傍観者」が「味方」になるためにはどのようにすればよいかについて話し合った。学年や世代を超えて意見を交流することで、自分の考えにはなかったことを発見したり、自分の中の偏見に気づいたりする様子があった。

市町教育長会（多気町教育委員会）

- 安心して学べる学級集団づくり＜多気町教職員研修会実施 4月＞
(学習規律の定着、UDの授業づくり、わからないが言える仲間づくり等)
- 「明日も行きたいと思える学校づくり」(小6、中2中心)
人権フォーラム実行委員活動と連動
- いじめ(生活)アンケートの実施(各学期に1回)
- QU(学級満足度)調査の実施(年2回)※中3年、小1年…年1回
- ピンクシャツデー運動(毎月9日を「いじめストップの日とする」)
- ◆共同研究校における授業研究会開催<県人権教育アライメント事業>
(小3校、中1校公開)
- ◆これまで取り組んできた「明日もまた行きたいと思える学校づくり」について、各校にて自分たちの取組を振り返り、今後の方向性について考える。
(12月5日フォーラム全体会にてグループ協議、発表)
- ◆フォーラム実行委員会の提案した人権作文について、各学級にて意見を交流。
(12月5日フォーラム全体会にてグループ協議、発表)

三重県児童相談所（鈴鹿児童相談所）

- 県内6児童相談所において、管内市町の「いじめ問題対策連絡協議会」からの依頼に基づき協議会委員として委嘱を受け、会議に参加している。

津地方法務局人権擁護課

- ◆いじめを含む子どもを取り巻く人権問題について、人権相談、人権侵犯事件の調査救済、人権啓発の取組を通年実施
<人権相談に係る主な取組>
 - ・子どもの人権110番(フリーダイヤル)、子どもの人権SOS-eメール、LINEじんけん相談などの各種窓口を通じた相談対応
 - ・子どもの人権SOSミニレター(県内の全小中学生に料金受取人払いの便箋兼封筒を配布)を通じた相談対応
 - ・子どもの人権相談強化週間の実施(令和7年8月27日～9月2日)
- <人権啓発に係る主な取組>
 - ・いじめ等の子どもの人権問題をテーマにした学校等における人権教室の実施
 - ・全国中学生人権作文コンテストの実施
 - ・人権の花運動の実施(毎年、県内の小中学校6～7校を実施校として指定)
 - ・いじめ防止のための啓発冊子の作成・配布、啓発動画の公開
 - ・女子ハンドボール、リーグH所属「三重バイオレットアイリス」と連携した人権啓発活動(令和7年9月23日及び令和8年2月27日、人権啓発試合においてハーフタイムイベントや人権教室等を実施)
 - ・地域の集まり、イベント等における啓発活動の実施、人権相談窓口の周知

県警察本部生活安全部少年課

- 各学校からの依頼により、いじめ防止等の対策を含めた各種非行防止教室を実施している。
- 少年相談や街頭補導、学校や教育委員会との情報共有によるいじめ事案の早期把握に努めている。
- いじめ事案に犯罪等の違法行為がある場合には、被害児童や保護者等の意向、学校における対応状況を踏まえながら、所要の捜査・調査による事案の早期解決、再発防止、被害児童等に対する継続的な支援を行う。
- 被害児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じている又はその疑いのある場合には、迅速に捜査に着手し、検挙・補導措置を講じる。
- ◆職員に対し、いじめ防止強化月間に周知を実施し、毎週水曜日のピンクシャツ運動に取り組んだ。

県子ども・福祉部

● (1) 三重県いじめ調査委員会

いじめ重大事態において県教育委員会等が調査した事案の中で、必要と認められる事案に対して「再調査」を行っている。

● (2) こどもほっとダイヤル

三重県子ども条例第 17 条に基づき、子ども自らが電話や LINE で相談できる窓口を運用し、子どもとともに悩みや気持ちを整理して、寄り添いながら子ども自身が問題を解決できるよう支えている。

いじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題について相談を受けた場合は、教育委員会等の関係機関と連携して対応している。

● (3) 児童相談所における相談援助

児童相談所として、特にいじめ問題への対策を特化して行っているものではないが、児童相談所における相談援助の中で、児童及び保護者等から「いじめ」が表明された場合には、学校や市町教育委員会等の関係機関と連携を図りながら対応している。

三重県教育委員会

1 いじめの未然防止の取組

● (1) 弁護士によるいじめ予防授業

小学 5・6 年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業や、弁護士と作成した動画教材を活用し、いじめ予防授業を実施しています。

● (2) いじめ防止に係る動画作成

児童生徒主体の「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテスト等の取組をとおして、発達に応じたコミュニケーション力等、子どもたち自身で良好な人間関係を構築する力を育成します。

2 相談体制の充実

- (1) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置拡充

県内全ての公立小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターにSCを配置しています。SSWについては県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学に配置するとともに、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動し、関係機関と連携した支援を行っています。また、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校および希望のある県立学校に配置しています。

- (2) いじめ問題対応サポーター、いじめ対策アドバイザーの活用

保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを生徒指導課に1名配置しています。また、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、学校で起きた具体的な事例に基づき、効果的な対応策等について助言を行っています。

- (3) 弁護士による支援

解決が困難な事案に対し、学校や市町等教育委員会からの要請に応じ、法律の専門家である弁護士による支援を行います。

3 早期発見・早期対応

- (1) いじめ対応情報管理システム

いじめの迅速な認知と確実な対応を図るため、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等のいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に対応します。

- (2) 教員研修

各学校の生徒指導の中心的な役割を担う教員が、研修をとおして、いじめ対応の具体的な事例に基づいて問題点を検討し、適切に対応するための留意点について共通理解を図ることで、いじめの早期発見・早期解決につなげます。

- (3) ネットパトロール

児童生徒に関わる誹謗中傷・人権侵害・個人情報の流布等のインターネット上の問題ある書き込み等を早期に発見し、早期対応・解決につなげていくため、専門業者によるネットパトロールを実施しています。

4 いじめ防止の周知啓発

- (1) 「STOP! いじめ」ポータルサイト

いじめ防止のポータルサイトで、いじめに悩む子どもや保護者のための相談窓口を紹介するとともに、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的な取組を掲載するなどして、社会総がかりでいじめ防止に取り組む気運の醸成につなげます。

- ◆ (2) いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、学級活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることを考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を推進します。